## 見守り

新鮮情報

第142号

「物干し竿2本で千円」と巡回していた移動販売車を呼び止めた。するといきなり値段表を見せられ、3千円のところを指さして、「これしかないがよいか」とアナウンスとは違う竿を勧められた。「ステンレス製で質も良い」ということだったので4本注文した

ところ、代金

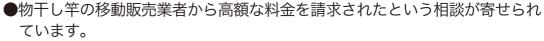
を支払うときになって突然8万円 請求された。値段表と違うと指摘したが「それは50センチ当たり の料金だ」と言われた。財布にあった5万円を渡してどうにか帰ってもらったが、業者は若い男性で、家には自分一人だったため怖くてそれ以上抵抗できなかった。高額でおかしい。返金してもらえるか。



## 思わぬ高額請求! 移動販売の物干し竿購入トラブル

## ひとこと助言

(60歳代 女性)





- ●事例の他にも、「長さ調節のため竿を切った後に初めて請求額を言われ『もう切ってしまったから返品不可』と支払いを強要された」「物干し竿だけを希望しているのに物干し台まで買わされた」等のケースもあります。
- ●クーリング・オフ等が可能な場合もありますが、領収証が発行されなかったり、発行されても記載された連絡先や住所が架空のものだったりで、その後の返金交渉等ができないケースが多く見られます。
- ●移動販売業者から購入する際は、購入前にしっかり商品と金額を確認することが大切です。金額等に納得がいかない場合はきっぱり断りましょう。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄